第九条を削る。

第八条の見出しを「（未到達の証拠書類等に関する処理）」に改め、同条中「証拠書類」の下に「又は添付書類」を加え、「到達したときの証明期間の計算書に添えて提出」を「その旨及び金額を仕切紙に記載し、又は電磁的記録に併せて記録」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2　前項の証拠書類又は添付書類が到達したときは、到達したときの証明期間の計算書に添えて提出しなければならない。この場合において、当該証拠書類又は添付書類は支払等のあった証明期間ごとに区分して編集し、その旨及びその証明期間を表紙に記載し、又は電磁的記録に併せて記録しなければならない。

第七条の次に次の見出し及び二条を加える。

（証拠書類等の編集）

第八条　証拠書類及び添付書類は、一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為ごとに取りまとめ、これを歳入及び歳出については目別に、その他のものについては受払い等別、種類別に、事情によりなお適宜細分して区分して編集しなければならない。

2　証拠書類及び添付書類には、前項の区分に仕切紙を付して編集し、かつ、表紙を付さなければならない。

3　前項の仕切紙には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　科目、受払、種類等の区分の名称

二　証拠書類及び添付書類の紙数

三　証拠書類及び添付書類の金額

4　第二項の表紙には次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　証拠書類及び添付書類の名称（所管（主管）及び会計（勘定）名を含む。）

二　証明年度及び証明年月

三　証明責任者の職（官）又は役職及び氏名

四　証拠書類及び添付書類の総紙数

五　証拠書類及び添付書類の総金額

六　総冊数のうち第何冊分（分冊にして提出する場合に限る。）

第八条の二　前条第一項の規定は、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項を電磁的記録に記録して提出する場合（次項に規定するときを除く。）に準用する。この場合において、当該電磁的記録には、前条第三項第一号及び第三号並びに同条第四項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項を併せて記録しなければならない。

2　一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為について、証拠書類及び添付書類とこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録とを提出するときは、証拠書類及び添付書類の各区分ごとの仕切紙には、前条第三項に規定する事項のほか、電磁的記録により提出するものがある旨を記載しなければならない。この場合において、証拠書類及び添付書類には、次の各号に掲げる事項を付記しなければならない。

一　電磁的記録により提出するものがある旨

二　当該電磁的記録との関連性を確認することができる事項

3　証拠書類及び添付書類とこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合において、一の歳入の徴収、支出の決定その他の会計経理に係る行為について、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録のみを提出するとき（次項に規定するときを除く。）は、証拠書類及び添付書類の各区分ごとの仕切紙には、前条第三項に規定する事項のほか、電磁的記録により提出するものがある旨及びその金額を記載しなければならない。

4　証拠書類及び添付書類とこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する場合において、一の仕切紙を付すべき区分に編集するものの全部が電磁的記録であるときは、証拠書類及び添付書類に当該区分についても仕切紙を付し、当該仕切紙には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前条第三項第一号に掲げる事項

二　次条第一項に規定する事項

三　第二十二条第二項及び第三十九条第三項に規定する事項

四　電磁的記録により提出する旨及びその金額

第十条中「因り」を「より」に、「証拠書類及びその添附書類」を「証拠書類又は添付書類」に、「添えて提出」を「添付」に改める。

第十一条中「取扱」を「取扱い」に改める。

「第一章の二　国の債権の管理に関する事務を行う職員の計算証明」を削る。

第十一条の五の見出し及び同条中「証拠書類等」を「証拠書類」に改め、同条を第十一条の六とする。

第十一条の四中「よつて」を「よって」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の三第一項中「取り扱つた」を「取り扱った」に改め、同条第二項中「前項」を「、前項」に、「取り扱つた」を「取り扱った」に、「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「職氏名を」の下に「証拠書類の表紙に」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十一条の四とする。

3　前項の規定は、証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。

第十一条の二第一項中「第二章を除き、以下同じ」を「以下同じ」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第十一条の三とする。

2　計算書は、債権管理計算書（第一号書式）とする。

第十一条の三の前に次の節名を付する。

第二節　国の債権の管理に関する事務を行う職員の計算証明

第十一条の次に次の章名、節名及び一条を加える。

第二章　国の会計事務を処理する職員の計算証明

第一節　通則

第十一条の二　会計検査院法第二十二条第一号から第三号まで及び第二十三条第一項第一号の規定により会計検査院の検査を受けるものの証明責任者、証明期間及び計算証明書類に関しては、この章の定めるところによる。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

（債権に関する特別の書類）

第十一条の七　国の債権の管理等に関する法律第三条第一項ただし書に規定する債権については、会計検査院が別に指定する書類を提出しなければならない。

「第二章　歳入徴収官等の計算証明」を削る。

第十二条の前に次の節名を付する。

第三節　歳入徴収官の計算証明

第十二条第二項を次のように改める。

2　計算書は、歳入徴収額計算書（第一号の二書式）とする。

第十三条第一項中「取り扱つた」を「取り扱った」に改め、同条第二項中「前項」を「、前項」に、「取り扱つた」を「取り扱った」に改め、「証拠書類」の下に「及び添付書類」を加え、「第九条」を「第八条及び第九条」に改め、「、表紙には」を削り、「職氏名を」の下に「証拠書類及び添付書類の表紙に」を加え、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定は、証拠書類及び添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録について準用する。この場合において、前項中「ごとに別冊とし、第八条」とあるのは「の別に、第八条の二」と、「の表紙に記載」とあるのは「に記載すべき事項を記録した電磁的記録に併せて記録」と読み替えるものとする。